

保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座

—3法令における地域および地域社会の位置づけと
保育者の視座の現状分析を中心に—

田中 謙・池田 幸代

I. 問題の所在と研究目的

保育環境を考える上で、広く幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設をとりまく地域および地域社会という環境に着目することは重要である。なぜなら幼児教育施設は所在する地域および地域社会の文脈の中で存在し、地域および地域社会と相互に影響し合いながら存在する地域社会の一構成主体であるからである。なお、本研究における地域および地域社会のとらえ方に関しては後述する。

今日の日本社会においては、幼児教育・保育における保育の質の向上や質保障に関する社会的・政策的な議論を深める必要があるとされている（厚生労働省，2020）。保育の質とは藤澤他（2022）によれば、保育サービスを「個人消費の対象とみなす立場」「社会全体へ様々な形で益をもたらす公共的な性格を有するもの」とらえる立場の両方があるとされているが（藤澤他，2022，6），本稿では後者に焦点をあてる。その上でOECD（2015）によれば「子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験」であるとされ、OECD（2006 = 2011）によればその保育の質は、①「政府や自治体が示す幼児教育の方向性」に現れる「志向性の質」、②「ナショナル・カリキュラム等」に現れる「教育の概念と実践」、③「園レベルの物的・人的環境の全体的な構造」に現れる「構造の質」、④「保育者と子ども達、子ども達同士、保育者同士の関係性」に現れる「相互作用あるいはプロセスの質」、⑤現場のニーズへの対応、質の向上、効果的なチーム形成等のための運営に現れる「実施運営の質」、⑥「現在の、そして未来の子どもたちの幸せ（well-being）につながる成果」に現れる「子どもの成果の質あるいはパフォーマンスの質」の少なくとも6種類があるとされている。

このようにOECDの提唱する保育の質概念を中心に、国際社会の中で各国においても保育の質が問われる中で、「その文化が保育の機能や方向性をどのように捉え価値づけているのか」という社会文化的な価値判断に依存する」とされている（秋田・佐川，2011，218）。この価値判断に関しては、田中・池田・前嶋（2014）が「保育活動において諸『価値』を関連づける『価値判断』なくして、保育において環境は機能しない」こと、「環境の『価値』をとらえることによって、環境が機能するととらえられる」（田中・池田・前嶋，2014，54）ことを指

摘している。田中・池田・前嶋（2014）の指摘から、保育の質を考える上で、保育者が保育の質を構成する特性・要素をどのようにとらえて価値判断していくのかについては、保育の質を規定する一要因になると考えられる。その中で、Litjens（2010）では保育の質を構成する特性・要素の一つとして、子どもの地域の文化や地域性等に着目したCommunityとしての地域および地域社会があげており、本研究ではこの地域および地域社会に関して、保育者がどのような価値判断をしているのかを明らかにする作業の一環として、保育者の地域および地域社会のとらえ方を検討することとした。従来の保育の質概念に関する研究において、地域および地域社会に関する言及は、保育の環境に限定しても地域社会や地域文化から過疎地域や工業地域、困窮地域等の地域特性に関するものまで幅広い。そのため、保育の質における地域および地域社会を議論する上では、地域および地域社会概念が有する多義性を丁寧に検討する必要がある、本研究はその一端を検討するものである。こうした視座からの保育の質、保育の環境研究は日本においてはまだ蓄積が少なく、今後の研究の展望も見込める視座である。

保育の環境における地域および地域社会に関して、2017（平成29）年3月31日に公示された『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』では、よりよい学校教育を通してよりよい社会、地域社会を創造していく「社会に開かれた教育課程」の編成が基本的な理念に位置づけられている。本研究で焦点を当てる『保育所保育指針』に関しては、「社会に開かれた教育課程」の編成は直接謳われていないものの、「保育所保育指針は幼稚園教育要領と共通にできるところはできる限り」共通させることを目指して改定されている（無藤，2019，386）。また、2020（令和2）年6月26日に厚生労働省保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会でとりまとめられた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会議論のとりまとめ」の中で、「施設の種別や運営主体の別を超えて、地域において保育所保育指針等に関する共通理解を図り、各々の実情に即した具体的な実践やマネジメントのあり方を学び合うことのできる互恵的なネットワークを構築していくこと」「様々な関係者とともに保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていく機会をつくっていくこと」が求められるという「開かれた取組」を重視している。これらの指摘を参照すると、保育所経営においても社会とつながりを創造し、地域および地域社会との連携・協働を図ることは、今後の組織経営における重要な経営課題に位置づけられると考える。その中でも、特に保育における地域および地域社会をとらえる視座として、資源としての性質や社会における価値評価を意味する「資源性」も考慮する必要がある。

先行研究においても「(社会) 資源」に関しては、仲（2011）が先行研究から指し示すものとして「保育・子育て支援に関連する事業・サービス提供の主体となる専門施設・機関」「保育・子育て支援に関連する専門機関によって提供・推進される事業やサービス」「保育・子育て支援に関連する専門知識や技術を有する専門職」「地域の住民組織や市民活動、ネットワーク」「保育にかかわる人間の関係性や意識」「その他」の6カテゴリーの特性を有すること

が明らかにされている。また辻川（2016）が地域資源利用の概況に関する調査結果から戸外活動は施設から1,200m圏域内で行われ、その圏域内で保有している地域資源は「体力作りや自然に触れる」ことのできる資源、「人と触れあう、または集団体験ができる」資源、「教養・文化・社会の事象を学ぶ」ことのできる資源の3タイプの保育資源に分けられることを明らかにしている。

このように先行研究で保育環境における地域および地域社会、そして地域資源として性質や保育者の認識に関する指摘がなされつつあるものの、保育現場におけるマネジメントにおいて、地域および地域社会をどのようにとらえ、またどのように保育の環境として「資源化」(Resourceization)しているのかについては、十分な検討がなされていない。保育の環境は保育者の環境のとらえ方、環境観に強い影響を受けることが指摘されており（田中・池田・前嶋, 2018, 126）、地域および地域社会のとらえ方と「資源化」に関する保育現場のマネジメントを明らかにすることは、保育の質向上に資する知見を得ることにつながると考えられる。

そこで本研究では今後保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座を明らかにしていく作業の一環として、『保育所保育指針』における地域および地域社会の記述および地域および地域社会に関する概念整理を『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』での概念整理と併せて行うとともに、保育所に在籍する現職保育者のとらえる地域および地域社会に対して有するイメージについて、インタビュー調査分析を通してその特質に関する検討を行うことを目的とする。なお、本研究は今後幼児教育施設における施設・保育者の保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座の特質を明らかにするための一連の研究作業を遂行する上で、萌芽的研究作業として位置付けることとする。

II. 研究方法

本研究では上記の目的を達するため、2つの作業課題が必要であると考え、研究を進めることとした。1つ目は『保育所保育指針』および『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』における「地域」「地域社会」に関する記述の分析である。本研究ではまず『保育所保育指針』と『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（以下、3法令）における「地域」「地域社会」の位置づけを明らかにするため、2017（平成29）年2月に公示された改定『保育所保育指針』と、改訂『幼稚園教育要領』、改訂『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』における「地域」「地域社会」の単語を含む記述個所の抜粋を行い、3法令における「地域」「地域社会」に関する記述を書かれた文章の文脈から分析することとした。

2つ目は地域および地域社会に関する保育者の視座の現状に関するインタビューデータの分析である。本研究では地域および地域社会に関する保育者の視座の現状を検討するための作業として、保育者を対象としたフォーカス・グループインタビュー（以下FGI）によりデータ収集、分析を行った。安梅（2001）によればFGIは参加するメンバーの協働の作業の結果

としてさまざまな意見を構築できる手法であり、グループダイナミクスによって自発的な発言が促されるとともに潜在的な意見を引き出すという特徴を有している(安梅, 2001, 6-7)。本研究では今後保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座を複合的に検討する上で、多様な意見の収集が可能になると考え、著者間で協議の上FGIを採用した。

調査は2019(平成31)年2月～3月上旬に調査対象者に依頼し、同年3月25日13:00～15:00に実施した。場所は参加者がゆったり座れ、プライバシーが確保できる建物の一室を用意し、参加者の同意を得てICレコーダーを使用して録音記録を作成した。インタビュー内容は、保育の環境における地域のとらえ方をテーマに、具体的には「地域および地域社会をどのようにとらえているか」「地域および地域社会資源を活用した保育実践をどのようにとらえているか」を尋ねることとした。

データ処理に関しては、ICレコーダーで録音したインタビュー内容は第二著者が逐語録に起こし、第一著者とともテーマに沿って文脈に沿って意味内容を損なわないように配慮しながら、同じ意味内容を示す1内容1文脈としてデータ化レコードを抽出した。その際、勤務園や地域等が特定される情報に関しては、「(基礎自治体名)」等と特定を避ける表現へと、文意に影響しない範囲で処理を行った。その上で、インタビュー対象者個々のデータに関して内容を基にストーリーの理解に努め、会話の前後の文脈等発言の位置付けが損なわれないよう留意して作業を進めた。コード化および構造化に関しては、インタビュー全体と対象者個々のデータの関係性を往還的に検討し、「サブカテゴリー」「カテゴリー」と抽象度をあげて抽出し、構造化したデータとして示すこととした。分析過程においては質的な研究に精通した研究者間で十分なディスカッションを重ねることで妥当性の確保に努めることとした。

倫理的配慮に関しては、日本保育学会倫理綱領ガイドブック編集委員会(2015)を参考に、研究倫理の遵守に努めた。具体的には、本研究への研究参加について予め同意を得るとともに、自由意思で参加の継続・拒否が可能であること、収集したデータの研究使用に同意を得た。また参加者は匿名化处理を行い、個人を特定する情報を外部に示さないこととした。なお、本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

FGI対象者に関しては、安梅編(2010)を参考に、ヒューマン・サービスに関するグループインタビュー法を用いる場合には、テーマに精通している担当者を分析対象とすることが望ましいと考えた。そこで調査にあたり、保育の環境における地域および地域社会について、調査時点で実際に取り組んでいる保育所経営や保育実践の中で地域および地域社会との関わりをもっていると調査企画時に回答が得られた現職の保育所保育者を縁故法により選定した。その上で第一著者と第二著者と協議の上、下記参加者A～Gは現状の保育所業務の中で複数回地域における交流活動に参加したり、地域社会内の関係機関等と連携して業務を遂行した経験を有していたりする等地域および地域社会との関連を有し、本テーマに一定の経験・知見を有する精通者と考え、調査協力を依頼した。本研究は縁故法を用いることで、今後大規模調査を通して施設・保育者の保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座を明

らかにする研究作業を行う際の知見を得る上で有効であると考え、採用した。

本研究における調査では、下記Table 1に示したA～G7名に協力を依頼し、承諾を得られたことから、調査を実施した。

Table 1 参加者の属性

参加者	年齢	役職	保育歴
A	30代	保育士	5年
B	30代	保育士	5年
C	30代	保育士	5年
D	30代	保育所長	3年
E	30代	保育所長	2年
F	30代	保育士	9年
G	40代	保育所長	9年

Ⅲ. 『保育所保育指針』および『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』における地域に関する記述の検討

『保育所保育指針』等3法令における地域に関する記述の分析は、例えば榎田（2017）で試みられている。榎田（2017）は『幼稚園教育要領』における家庭および地域の記述の検討から、「今回の改訂」の中で「家庭との連携の下に保育を進めることや教育課程の編成」においては「家庭や地域と基本的な考えを共有すること」等が示され、それが「幼稚園の保育全般まで広げられた」と述べている（榎田，2017，16）。また、『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』とも「子どもの健やかな育ちのため」に「これまで以上にそれぞれの課題に応じた家庭や地域との連携が求められている」ことを指摘している（榎田，2017，16-17）。しかしながら榎田（2017）は家庭と地域の双方に関連する記述を主たる分析対象として一体的に扱っており、地域に焦点化した分析・考察は行っていない。そのため、地域および地域社会に関する記述の特質に関する言及も限られている。

そこで、3法令における地域および地域社会に関する記述の分析を試みた結果がTable 2～4である。『保育所保育指針』の分析結果がTable 2、『幼稚園教育要領』の分析結果がTable 3、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の分析結果がTable 4である。

その結果、『保育所保育指針』は「地域」32か所、「地域社会」6か所（うち1か所は見出し）の記述が確認され、同様に『幼稚園教育要領』は「地域」18か所、「地域社会」2か所、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は「地域」37か所、「地域社会」4か所の記述が確認された。従って、分析結果から3法定いずれも「地域」「地域社会」の記述の出現回数は「地域」が主となっており、この点は3法令間で顕著な差異はないことが見出された。その中で、『保

育所保育指針』における「地域」と「地域社会」の用語の使い分けに関しては、『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』と対比しても明確な基準は見出せなかった。また3法令では地域および地域社会の中でかかわるべき人々について、具体的に地域社会を構成する「近隣住民」「高齢者」「障害者」「異年齢児」を取りあげている。同年齢の子ども集団を保育実践における基本的な集団としてとらえるという前提の中で、地域社会を構成する他の構成主体の例として「近隣住民」「高齢者」「障害者」「異年齢児」が主に想定されるものと3法令では考えられていると推測される。

さらに、無藤（2019）が「保育所保育指針は幼稚園教育要領と共通にできるところはできる限り」共通させていると述べるように（無藤，2019，386），3法令における「地域」「地域社会」に関する記述を前後の文脈から検討すると、語用に関しては共通性が高いと考えられる。そこで3法令共通の「地域」「地域社会」に関する記述の特質として、以下の5点があげられると考える。

第1に、5領域では領域「人間関係」の中で「地域」、領域「環境」の中で「地域社会」という用語がみられるが、「健康」「言葉」「表現」の各領域では「地域」「地域社会」という用語の使用はみられない。5領域相互の関係性を鑑みると、いずれにおいても「地域」あるいは「地域社会」という用語の出現がみられてもよいと考えられるものの、現行の3法令ではそのようなになっていないことが確認された。

第2に、本来地域および地域社会を構成する一構成主体が幼稚園、保育所、認定こども園各園であると考えられるが、3法令における記述を概観すると幼児教育施設を主体に客体的に「地域」「地域社会」をとらえていると推測される。このことは「園を取り巻くもの」として「地域」「地域社会」が扱われている可能性が示されており、「地域」「地域社会」を構成していく主体としての幼児教育施設や園児についてどのようにとらえていけばいいのかについては明確な記述が確認されなかった。この点に関しては、3法令では「地域」（一部「地域社会」）という用語が繰り返し用いられていることから、保育において「地域」「地域社会」は重要視されていると考えられる一方で、「地域」「地域社会」概念に関する定義等の記述が明確になされておらず、文脈依存的事であることが指摘できる。

第3に、上記第2に関連して3法令において明確な定義はなされていないため、保育を行う保育者の「地域」「地域社会」のとらえ方における差異が生じる可能性が否定できず、「地域」「地域社会」に関する共通の概念理解が困難である可能性が推測される。全国に限らず都道府県、区市町村単位でみても、幼児教育施設の所在する地域および地域社会はそれぞれ特性が異なり、必然的に子どもや園を取り巻く環境、保育の環境が異なることは自明であるといえる。そのような各園を取り巻く環境としての地域および地域社会の特性を考慮して、そのとらえ方は明記されず各園、保育者の裁量に委ねられているともとらえられる。このことは「地域」「地域社会」のとらえ方に多様性を生み出す一方、保育者の理解を困難にさせる要因につながるとも考えられる。そのため「地域」「地域社会」の共通理解を図るためのより詳細

な説明が必要であろう。

その際の手がかりとして、室田（2019）は「地域」は「地理上のある区切られた空間」，「地域社会」は「そこで暮らす人々の生活や自治，環境を含む『生活共同体』」という「ニュアンス」があることを指摘する。この室田（2019）の両語の「ニュアンス」の違いを参照しながら3法令の文脈から推測すると，3法令における「地域」は子ども（特に乳幼児）の生活するごく近隣地域，生活圏内を指し示すものと考えられる。「地域社会」は，乳幼児が属する主に家族に代表される血縁者以外の構成員からなる生活共同体である。このことから，3法令における「地域」「地域社会」は地域圏域内における生活共同体である地域社会での幼児教育施設における営みという，事業展開の空間的範囲や参画主体を主に想定したものと推測される。

その一方で，第4に，「地域」「地域社会」が3法令において重要視されていると考えられるものの，子どもが「地域」「地域社会」の担い手であるという点に関しては明確な記述が確認できない。2015（平成27）年12月21日中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（中教審186号）では，学校は「地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない」と示されているものの，保育所，認定こども園に関しては3法令ではその点に関する言及はなされていないことが確認された。乳幼児を主な対象とする幼児教育施設において，「地域の将来の担い手となる人材」の育成に教育・保育活動を通してどのように関与していくのかについては，保育所，認定こども園に関しても明確な位置づけを行うことが期待される。

第5に小学校教育との交流・連携を含む円滑な接続を考えることは近年の幼児教育・保育の一つの課題であるが，先述の「地域」「地域社会」の中にかかわるべき人々をみると，円滑な接続のためにも「地域」「地域社会」が重視されるようになった可能性がうかがわれる。しかしながら，今後円滑な接続のために「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」等「接続期カリキュラム」を共同開発していく取組の推進が求められる中で，その媒介となる可能性の高い「地域」「地域社会」を幼児教育-小学校教育側がどのように相互理解を図っていくのかについて3法令に明確な表記は確認されない。善野（2017）に代表される「地域」「地域社会」を媒介とした幼小接続期の生活科実践が報告されているように，「接続期カリキュラム」において「地域」「地域社会」は重要な学びの場となる。小学校では学習指導要領等で「自分たちの住んでいる身近な地域や市（区，町，村）」等一定の「地域」「地域社会」の範囲やとらえ方が示されている。しかしながら，3法令にはこのようなとらえ方の指標が限られているため，この「地域」「地域社会」のとらえ方を明確にし，子どもが「地域」「地域社会」の担い手であることを明確に示すことで，「接続期カリキュラム」開発を推し進める際の手がかりを得ることが可能となるのではないだろうか。

IV. 地域および地域社会に関する保育者の視座の現状

「地域および地域社会をどのようにとらえているか」「地域および地域社会資源を活用した保育実践をどのようにとらえているか」に関するFGIから得られた現職保育者の地域に関する認識結果を分析したところ、現職保育者の地域をとらえる視座として、33の内容が抽出され、構造化を試みたところ、4カテゴリー、22サブカテゴリーが抽出された。以下カテゴリーは【 】, サブカテゴリーは [] で示し、サブカテゴリー名の括弧は、同様の内容を示すインタビュー内容の具体例数を示した。また分析・考察における具体例は斜体で表記することとした。カテゴリーとしては【地域資源に関する実践知不足】【労働資源の制約】【経営上の促進・阻害要因】【地域資源の認識】の4カテゴリーに構造化が図られた。

1. カテゴリー【地域資源に関する実践知不足】

カテゴリー【地域資源に関する実践知不足】は【地域における経験不足】【地域とのつながりの不足】【抽象的概念理解の困難さ】【地域認識に対する自己制限】【地域資源の客観視の困難さ】【実践化の困難さ】の6カテゴリーから構成された。

【地域資源に関する実践知不足】は「*住んでる所と勤務地が違うから、あんまりよく知らない*」（保育者A）や「*うちの地元はそういう感じなんで、あげられてもこっちもツテがない。難しいかなあ*」（保育者B）と【地域における経験不足】【地域とのつながりの不足】のように地域に関する保育者の知識不足や地域とのつながりの認識の弱さを示す内容が示された。

さらに「*地域っていうのは、なんだろう。実際に機能してるんですか？*」（保育者C）という【抽象的概念理解の困難さ】や、「*地域で地元の人たちと交流図ろうかっていうとまず町内会に行ってみると、子どもたちが存在しないって言うプラス構成員がほとんどおじいちゃんたちで交流が多分できないって言われるんですね。そこで地域って考えると何があるのかなって考えちゃって。*」（保育者D）という【地域認識に対する自己制限】、「*私は生まれも育ちも（基礎自治体名）なんですけども、（基礎自治体名）のそれが当たり前すぎて逆にわからない。あるんですよ、きっとあるんですけどわからない。逆にそういうのを消化して伝承じゃないですけど子供たちに、当たり前すぎてどう教えていいかわからない。逆に地元すぎるとね。*」（保育者E）という【地域資源の客観視の困難さ】も示された。これらのサブカテゴリーは、いずれも地域を概念的・客観的にとらえると難しさを保育者が考えていることを示していると考えられる。このことが「*なんかこう、小学校の実習とか行くと、小学校の時は学習になるので、地域の何かにたけている人を読んだりとかそういう外部講師的な形で交流しているなあっていうのは印象に残っていて、小学生位になると、何かこうお話をしているとか、お話を聞けるとか、そこから学ぶって言うことができるから、それをじゃあ幼児教育ってなったときに、じゃあどこまでできるのかってなったら、なんかそういう専門職のプロの方とか呼んじちゃって、なんか難しいなあって*」（保育者G）という【実践化の困難さ】につながっている。

ると考えられる。

つまりカテゴリー【地域資源に関する実践知不足】に関しては、[地域における経験不足][地域とのつながりの不足]に代表されるように、自身が所属する保育所の所在する地域および地域社会に関する知識やつながりの弱さを保育者が感じており、さらにそもそも地域および地域社会とはどのような概念としてとらえればよいのか理解が不足しているため、具体的にとらえにくく、保育実践に地域や地域資源を活用しにくいととらえている可能性がうかがわれた。これらの回答はいずれもクラス担当等をしている保育者であることから、地域および地域社会とのつながりのない保育所等に就職した「地縁」のない保育者の課題になりやすい可能性がある。

また保育者D・E・Gは、保育所長として地域および地域社会とつながる機会がクラス担当等の保育者よりも多いと推測されるが、[地域資源の客観視の困難さ]のように長く所在する地域で生活をしていても地域をとらえることに困難さを管理職であっても感じていることが示された。長く同じ地域に「地縁」のある管理職であっても具体的な地域あるいは地域資源を活用した保育所経営や保育実践をイメージしにくく、それゆえに地域をどのようにとらえていけばいいのか整理ができていない保育者の思考が表れていると推測される。

2. カテゴリー【労働資源の制約】

カテゴリー【労働資源の制約】は[業務量/労務時間超過][業務量による自己制限][業務量増加の回避]の3カテゴリーから構成された。

【労働資源の制約】は主に「やっぱり日々の業務が忙しすぎちゃって、途切れ途切れになってしまう」(保育者F)、「通勤時間の話したんですけど、休み時間とかパンパンなんですよ。いい文化が悪い文化わからないけど、タイムカードをしてから仕事するって言う考え方なんです」(保育者A)等の[業務量/労務時間超過]で構成されており、地域や地域資源の活用といった視点の以前に、業務量の多さや労務時間の長さから取組に抵抗感を感じる保育者の様子がうかがわれた。そのため「現場レベルではそこまで余力がない」(保育者G)という[業務量による自己制限]や「仕事増えちゃう」(保育者B)という[業務量増加の回避]も構成要因となっていると推測される。

このことから、現状調査対象者の務める保育所では業務量が多いと認識している保育者が多く、地域および地域社会とのつながりを創造することが新たな業務ととらえられると、新規に生じる負担への抵抗感が【労働資源の制約】の制約として表れていると推測された。そのため、管理職、クラス担当等問わず現状の業務範囲の認識の中に地域および地域社会とのつながりが想定されておらず、あるいは想定できる業務状況になく、地域および地域社会とのつながりに消極的な姿勢が生じやすいものと推測される。

3. カテゴリー【経営上の促進・阻害要因】

カテゴリー【経営上の促進・阻害要因】は「経営方針による他の課題への重点化」[他機関連携の課題] [取組に関する困惑] [地域資源を活用した実践に対する保護者との意識の差] [園慣行による自己制限] [経営方針による自己制限] [「園の伝統」による束縛] [地域資源を活用した実践の葛藤] [園文化による意欲向上] の9カテゴリーから構成された。

「経営方針による他の課題への重点化」は「上からするとこれ以上、負荷はかけさせられないし、それをやるんだったら今の保育の仕方子どもへの接し方を上げて行ってほしい」（保育者G）と地域の重要性は否定しないものの、経営上の優先事項としては高くない旨の内容が示された。また「他機関連携の課題」は「例えば各園でやるのって難しいじゃないですか。例えば役所が観光マップみたいなのを作るときに、地域資源の管理とか管轄とかそういうことってできないんですかね」（保育者E）と行政支援を求める内容が示された。また「取組に関する困惑」では「自分自身町会に実際に足運んで、町会長さんといろいろ話し合ったわけでもないですし、その中で園長の役割ってというのがわからないので、そういう時に理事長に、地域の中で保育園ってどういうことなんだろうって言うことを質問したときに、何もそういったことをしてきてないの」（保育者D）と取組に関する困惑も示された。

また「地域資源を活用した実践に対する保護者との意識の差」では「保育園は福祉の観点から一人ひとりを大切にしていって言う感じだと思うんですけど、やはり地域に根ざして、一人一人どう活躍していくかって言うと言事をするから学ぶと言うよりかは、例えば地域の、まあいらっしやいませじゃないんですけど、給食を届けているパン屋さんに見学に行ったり、まあ現場からそういう視点を私の内から取り入れてはいるんですけど、今その中でギャップが出るのは、保護者さんが幼稚園ばいから入れてたのに、なんでそういう福祉的な少しベースを下げちゃったようなスタートするんですかって言う、そこから成長するんですよっていうことを言いたいんですけど結果だけを見てきているそういう現場を見ちゃってるんで」（保育者F）という内容が示された。これらのサブカテゴリーは園経営における地域との連携等に関して経営者が困難さを感じていることを示しており、多くの経営課題がある中で経営戦略に地域を位置づける際にその優先性や必要性をどのようにとらえ、経営資源ととらえていけばいいのか見出せていない状況にあることがうかがわれる。

一方「園慣行による自己制限」では「やっぱり元の保育園では現場レベルではそういう思考が停止してる気がする」（保育者B）、「経営方針による自己制限」では「現場の人間としては、なんだろう、上の人の方針が、例えば地域資源掘り起こしてもっと考えていこうね、思いついたら言ってねって言う雰囲気だったら、お散歩してても見ると思うんですよ。これ面白いかもとか。でも保育園にはそういう雰囲気があんまりなくて、だからそこを自分で実行しようと思っていなかったんですね」（保育者C）という内容が示されており、園現場で保育者が地域や地域資源の活用を進めていく上では経営者の理解が必要であるものの、その理解が得られないと難しいと考えていることがうかがわれる。

さらに「[園の伝統]による束縛」では「ただ、私立は無駄な製作なんか毎月毎月0歳でも凝った製作をやっていたからそういうのは意味ないなと思うんですけど、伝統だから代えられないっていうのもあって」(保育者C)、「[地域資源を活用した実践の葛藤]」では「*地域密着型で110年歴史があったから、地域のお祭りも9月にはお祭りがあったし、7月には七夕とかもう60年、開園から同じ踊りをずっとやってたりとか、子育て世代を、孫が入ったりとかやっぱり地域に根ざして、そこに入りたいって言う方がいらしたので、でも職員は凄い大変で、ずっと3、4時間の残業が当たり前だったから*」(保育者D)という内容が示された。これらの内容背景には地域や地域資源の活用が保育者にとって既存の業務内容に十分含まれていると認識がなされておらず、新たな取組ととらえられるがゆえに消極性が生じている可能性がよみとれる。

しかしながら、「[園文化による意欲向上]」では「*新しい保育園になったときに、上に立つ園長先生になる方がそういうお話をしていたんですよ。(公園名)に隣接してるんですけど、じゃあ何ができるかなって。ゲートボールしてるおじさんとか弓道場があったりとか、じゃあそういう資源の中で何かあったら教えてねって言ってくれたんですけど。そう言って下さった時に、あ、じゃあ考えてみようって、お散歩の時に何か気づいたら提案してみようって気持ちになったんですね。やっぱりそこがすごく大事だなと思って*」(保育者E)と述べている。経営者の理解が、保育者が地域や地域資源を活用した保育実践に取組むための促進要因となっている可能性がうかがわれる。

以上からカテゴリー【経営上の促進・阻害要因】に関して今日の幼児教育施設における地域および地域社会における資源の活用は十分に経営戦略に位置づいておらず、その重要性もコンセンサスが得られていない。そのため、地域および地域社会を保育実践上の資源として活用できるような保育所経営となっておらず、実際の保育実践の中でも具体的な関わりがとれていないものと推測された。また【労働資源の制約】同様に、地域および地域社会とのつながりを新たな業務ととらえた場合、現状取組んでいる業務に注力してほしいという管理職の声があるとの回答も示されており、保育所経営上地域および地域社会とのつながりをどのように業務として位置付けていくのが経営課題となっていることが読み取れた。

しかしながら、地域および地域社会とのつながりに関して、経営者の理解がつながりを抄出する取組を促進させる可能性も「[園文化による意欲向上]」では示されており、保育実践のみならず保育経営における地域および地域社会の位置づけを明確化し、資源としての有用性を保育所内で理解し、業務として取組んでいくことが有用である可能性が示唆された。

4. カテゴリー【地域資源の認識】

カテゴリー【地域資源の認識】は「[園における地域資源]」「[地域における多文化交流]」「[地域生活の変容]」「[地域貢献活動]」の4カテゴリーから構成された。

「[園における地域資源]」は「*そういう感じなのでやっぱり地域って言われたら、(公園名)*

と言う大きい公園があるので、そこを存分に活かして、落ち葉とか、木とか、そういうのやっ
てる感じ」(保育者E)と、[地域における多文化交流]に関しては「私の園は、園があって、
周りが(集合住宅)なんです。だからなんか、こういうおじいちゃんおばあちゃんが日本
語を話していない。中国語、韓国語。(海外にルーツのある地域住民の多い地域)の近くな
んで。でも、私たちに話しかけてくるときには日本語、みたいな」(保育者B)と保育者が実
際に保育実践の中でイメージ可能な地域および地域資源の活用例が示された。

また[地域生活の変容]に関しては「うちの園の子ども、カードない、カードって言うから何、
ポイントカードって聞いたら、違う、お金で払えるやつって言うから、あークレジットカード
かみたいな」(保育者A)と子どもたちの地域生活の変容について、[地域貢献活動]に関
しては「なんとなく地域実習生を受け入れることが地域の活動なんじゃないの」(保育者C)
と地域貢献活動の一環ととらえられる内容が示された。

カテゴリー【地域資源の認識】のように保育者はFGIを通して自らの実践の中から、地域
および地域社会との関連を保育実践の具体例や保育所での取組を通して見出している。この
ように自らの実践や園の取組を客観的にとらえる機会の中で、地域および地域社会とのつな
がりの存在を見出すことは可能である。また、保育者の語りの中から保育者が地域および地
域社会内での子どもの生活の変容を感じる内容も確認できた。当然ながら子どもや保育所を
取り巻く地域および地域社会は変化し続けているため、地域および地域社会をとらえる視座
を変容させ続けていくことも必要となる可能性がある。また、保育所実習の受け入れを通し
た地域貢献活動に関する内容も確認でき、保育所が地域および地域社会の一構成主体とし
て、地域貢献に努める視座を保育者が有していることも確認された。

5. 小括

以上現職保育者に対するFGIを通して、カテゴリー【地域資源に関する実践知不足】に代
表されるように、地域および地域社会に関する知識やつながりの弱さを保育者は自覚してい
るものの、地域および地域社会、さらには地域資源をとらえることが難しいと考えているこ
とが示された。これは保育者と地域および地域社会との関係性が希薄なことが、影響してい
ると考えられる。またこれは地域および地域社会とつながりが多いと考えられる管理職でも
共通しており、特に地域資源をどのように保育所経営と結び付けていけばいいのか、具体
的な経営戦略や経営手法がイメージできていないことが要因であると考えられる。

さらにカテゴリー【労働資源の制約】【経営上の促進・阻害要因】が、【地域資源に関する
実践知不足】に影響していると考えられた。つまり、地域および地域社会とのつながりを含
めた業務実施が実現しておらず、経営戦略にも位置づいていないため、現状取組んでいる業
務の優先度が相対的に高くなっているといえる。この保育所経営上の課題が、カテゴリー【地
域資源に関する実践知不足】の状況を固着化させ、経営戦略の変更等が生じにくい業務環境
になっている可能性がうかがわれる。

その一方でカテゴリー【地域資源の認識】のように、保育者が自らの実践や園の取組を客観的にとらえる機会を通して、地域および地域社会とのつながりの存在を見出すことは可能であることも示された。[地域貢献活動]のように保育所の地域貢献に視座を向ける保育者もあり、地域および地域社会に関する保育実践の経験を得ること等学習機会の創出を通して、「地域資源の認識」を深めることが可能となる可能性がうかがわれた。

V. 考察と今後の課題

本研究は今後保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座を明らかにしていく作業の一環として、『保育所保育指針』等3法令における地域の記述および地域に関する概念整理を行うとともに、保育者のとらえる地域および地域社会の特質に関する検討を行うことを目的とし、分析を行った。

3法令における「地域」「地域社会」に関する記述の分析結果からは、「地域」「地域社会」に関する明確な定義が確認できず、文脈依存的事であることが指摘された。そのため、各保育者や幼児教育施設で「地域」「地域社会」をとらえて幼児教育・保育実践や施設経営を行っていく必要があるため、「地域」「地域社会」を多様にとらえられる可能性と、保育者や幼児教育施設でとらえ方に差異が生じる可能性の双方とがあるといえる。このことから、今後幼児教育・保育に関する議論を進めて行く上では、共通理解を図っていくために「地域」「地域社会」のとらえ方をより明確に示す必要性があると考えられる。藤澤他（2022）は幼児教育・保育の質の評価に関して、「保育の場」が「地域や地域文化、ローカルなネットワークに織り込まれたユニットの一部として存在」するため、「ローカルな文脈に埋め込まれ」ることから「複雑さ、価値の多様性、様々な主体における主観性」等が内包されると指摘する（藤澤他、2022, 7）。「地域」「地域社会」はまさに「ローカルな文脈に埋め込まれ」るがゆえに、多様な地域特性や地域文化等を有することとなる。実際の幼児教育施設における保育の質の評価に際しては、ローカルな文脈での「地域」「地域社会」を保育者がどのようにとらえるのが重要な質を構成する特性・要素となるため、保育の質の議論においては「地域」「地域社会」に関するより詳細な言及を3法令やその解説に加えることが望ましいといえる。また、子どもは「地域」「地域社会」の担い手であり、「地域」「地域社会」にどのように主体的に参画していくのかについても、3法令やその解説により明確に示すことが望ましいと考えられた。

地域および地域社会に関する保育者の視座の現状に関しては、得られた4つのカテゴリーの内【地域資源に関する実践知不足】【地域資源の認識】から、3法令における「地域」「地域社会」の定義が不明瞭なこともあり、共通的な認識を有しているとは言い難い状況である。それと同時に、保育者の専門性として地域に関する実践知の不足が示唆された。この点は上述のローカルな文脈に関する認識不足を示唆するといえ、保育の環境として地域および地域社会を「資源化」するのに必要な専門性を高める学習機会が、養成段階や現職教育においても十分にあるとは言い難い可能性がうかがわれる。

また【労働資源の制約】【経営上の促進・阻害要因】から安全管理面等を中心に保育者や経営者が施設（園）を内外で「線引き」して区分し、園内での幼児教育・保育実践の充実に意識が向かいがちな可能性が示された。これは園外での子どもの活動の経験・実績が乏しく、園外での子どもの活動に対する評価等が十分になされていないことを示唆するといえるのではないだろうか。特に近年では子どもを巻き込む犯罪が各メディアでもとりあげられ、各園はセキュリティの強化に余念がない。このような背景により「園外＝危険が多い」ため園内保育に重点を置く、あるいは園外保育を限定的にとらえるという構図が生まれ、先述の「線引き」はより強いものになっている可能性がある。

このため、今回FGIに参加した保育者の属する幼児教育施設には、保育者の意識が一層園内へ向けられやすい構造が存在することが予測される。このことは保育の環境として地域および地域社会を「資源化」していく上で、園外の資源とのアクセス機会が制限される可能性を示しており、保育の環境構成を行う上で課題となるといえる。この課題に対しては、安全管理と資源化を両立した幼児教育施設経営や保育実践に係る研究と周知広報に取り組むこと等の対策を講ずる必要があると考える。園外環境の資源化に基づく保育の環境構成は、園内では得難い乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていく機会に富んだ保育実践を可能とする。【労働資源の制約】【経営上の促進・阻害要因】にあげられたような課題は、保育者の労働環境問題のみならず保育の質の向上を図る上でも課題であることが示された。保育所における人的資源に係るマネジメントの重要性がますます高まる中で（田中他、2022）、地域および地域社会の保育の環境としての「資源化」に関しても、人的資源に係るマネジメントの充実が幼児教育施設においては求められるのである。

さらに、保育士は専門職であるがゆえに、保育実践に関する知識や技術等の実践知を保育所内で獲得し、それをまた保育所内に還元し、外部の地域社会の中で他業種と関わり合いながら獲得していくような学習イメージが持ちにくい可能性がある。また、田中・池田・前嶋（2014）が保育活動において「諸『価値』を関連づける『価値判断』」の重要性を指摘するが、地域および地域社会を保育の環境として構成するための価値づけや価値判断を行うために必要な体験・経験等を保育者が十分得ておらず、専門性の向上を図る機会が設けられていない可能性も考えられる。このことから、保育者や各幼児教育施設が地域および地域社会を保育の環境として構成していくため、3法令や解説内の記述を充実させるとともに、研修等を通じて実践例について学ぶ機会を充実させる等、学習機会の増加を図ることが望ましいといえる。

幼児教育・保育において、保育の環境における地域および地域社会をとらえる視座についての議論はまだ不十分であるといえる。それゆえに、これらの課題について今後領域「人間関係」「環境」でのみ「地域」「地域社会」が用いられた要因や両用語の使い分け等の5領域での「地域」「地域社会」の位置づけや、3法令の変遷における「地域」「地域社会」の位置づけの変容等、さらに詳細な調査・検討を行うことが求められる。

謝辞・付記

本研究にあたり、調査にご協力いただきました関係者の皆様に記して感謝申し上げます。ありがとうございました。なお、本研究は日本保育学会第72回大会（大妻女子大学）においてその一部を口頭発表した。

引用・参考文献

- Litjens, I. (2010) 『Literature Overview ‘Encouraging quality in ECEC’ paper presented at the 7th OECD ECEC meeting』.
- OECD (2006) *Starting Strong: Early Childhood Education and Care*. OECD Publishing. OECD. (OECD 編著星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子訳 (2011) 『OECD 保育白書—人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア (ECEC) の国際比較—』明石書店).
- OECD (2015) *Starting Strong IV-Monitoring Quality in Early Childhood Education and Care*. OECD.
- 秋田喜代美・佐川早季子 (2011) 「保育の質に関する縦断研究の展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』51, 217-234.
- 安梅勅江 (2001) 「ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法—科学的根拠に基づく質的研究法の展開—」医歯薬出版.
- 安梅勅江編 (2010) 『ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法Ⅲ／論文作成編』医歯薬出版.
- 藤澤啓子・深井太洋・広井賀子・中室牧子 (2022) 「認可保育所における幼児教育・保育の質に関する評価の実施と課題」内閣府経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』369, 1-27.
- 板東慧 (2002) 「教育にとって地域とは何か」明治図書『解放教育』32 (11), 6-8.
- 榎田二三子 (2017) 「幼稚園教育要領および保育所保育指針の改訂に関する一考察—家庭と地域に関する記述について—」『武蔵野教育学論集』(3), 9-18.
- 不破和彦 (1974) 『『地域社会と教育』論の再検討』『教育社会学研究』29 (0), 98-107, en206.
- 泉川孝子 (2016) 「DV 被害者支援における看護職の課題についての検討」『保健医療社会学論集』27 (1), 105-115.
- 木内信蔵 (1968) 『地域概論』東大出版会.
- 厚生労働省 (2020) 「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会議論のとりまとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000647604.pdf>) (Last Access:20230722).
- 室田保夫 (2019) 「人間にとって地域社会とは」『人間福祉学研究』12 (1), 7-8.
- 無藤隆 (2019) 「保育所保育指針等の3法令改正について」日本小児保健協会『小児保健研究』78 (5), 386-391.
- 仲真人 (2011) 「保育における『(社会) 資源』—概念分析—」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』(41), 175-184.
- 日本保育学会倫理綱領ガイドブック編集委員会 (2015) 『改訂保育学研究倫理ガイドブック—子どもの幸せを願うすべての保育者と研究者のために—』(第2版) フレーベル館.
- 日本法社会学会 (2010) 『2010 年度学術大会プログラム』.
- 小内透 (2006) 「変わる学校と地域社会の関係」大久保武・中西典子編『地域社会へのまなざし』文化書房博文社.

- 佐藤仁 (2011) 『「持たざる国」の資源論』 東京大学出版会.
- 重富真一 (2012) 「地域社会をどう捉えるか—内生的農村開発のための方法論的考察—」 重富真一・岡本郁子編 『アジア農村における地域社会の組織形成メカニズム』 ジェトロ・アジア経済研究所調査研究報告書, 1-30.
- 祖田修 (1990) 「農林業にとって地域とは何か—『場の農学』序説」 『農林業問題研究』 26 (4-5), 120-128, 195.
- 高木寛之 (2016) 「地域特性を捉える視点に関する基礎研究」 『山梨県立大学人間福祉学部紀要』 (11), 31-40.
- 田中謙・池田幸代・前嶋元 (2014) 「幼児教育・保育における『保育の環境構成』に対する実践的視点の考察」 全国保育士養成協議会 『保育士養成研究』 (32), 51-60.
- 田中謙・池田幸代・前嶋元 (2018) 「保育・教育における保育者の『保育の環境』のとらえ方と環境観—保育者に対する質問紙調査による探索的研究—」 社会福祉科学研究所 『社会福祉科学研究』 7, 119-128.
- 田中謙・池田幸代 (2019) 「保育の環境における地域をとらえる視座」 『日本保育学会第72回大会発表要旨』.
- 田中謙・池田幸代・片桐泉・高根沢玲子・高根沢康浩 (2022) 「保育所における地域特性に応じた幼児教育・保育実践を行うための人的資源に係るマネジメントの現状」 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター編 『教育実践学研究』 27, 395-405.
- 辻川ひとみ (2016) 「家庭的保育施設における施設内容の実態と戸外活動における地域資源利川の実態に関する調査研究」 『帝塚山大学現代生活学部子育て支援センター紀要』 1, 27-44.
- 善野八千子 (2017) 「幼小接続期の深い学び—地域と未来につなぐ生活科の事例から—」 日本人間教育学会編 『教育フォーラム』 (60), 103-113.

Table 2 『保育所保育指針』における「地域」「地域社会」の記述

章	節・項等			内容
第1章 総則	1 保育所保育に関する基本原則	(1) 保育所の役割		ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
		(3) 保育の方法		ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
		(5) 保育所の社会的責任		イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
	3 保育の計画及び評価	(1) 全体的な計画の作成		イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
		(4) 保育内容等の評価	イ 保育所の自己評価	(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。 (ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。
	4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	オ 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

第2章 保育の内容	2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	(2)ねらい及び内容	ウ 環境	(ウ) 内容の取扱い ③ 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、保育所内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。
	3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容	(2)ねらい及び内容	イ 人間関係	(イ) 内容 ⑬ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。 (ウ) 内容の取扱い ⑥ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
			ウ 環境	(イ) 内容 ⑥ 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
	4 保育の実施に関して留意すべき事項	(3) 家庭及び地域社会との連携		子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。
第3章 健康及び安全	2 食育の推進	(2) 食育の環境の整備等		イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
	3 環境及び衛生管理並びに安全管理	(2) 事故防止及び安全対策		ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
	4 災害への備え	(3) 地域の関係機関等との連携		ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
			イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。	

第4章 子育て支援				保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。
	1 保育所における子育て支援に関する基本的事項	(1) 保育所の特性を生かした子育て支援		ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
		(2) 子育て支援に関して留意すべき事項		ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。
	2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援	(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援		イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
	3 地域の保護者等に対する子育て支援	(1) 地域に開かれた子育て支援		ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。
				イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。
		(2) 地域の関係機関等との連携		ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。
				イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

Table 3 『幼稚園教育要領』における「地域」「地域社会」の記述

章	節・項等		内容
第1章 総則	第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	(5) 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
	第3 教育課程の役割と編成等	1 教育課程の役割	各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。
		2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成	教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。
第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導	1 障害のある幼児などへの指導	障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。	
第6 幼稚園運営上の留意事項			2 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子供などを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。
		3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。	

	第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など		幼稚園は、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的及び目標並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。
第2章 ねらい及び内容	人間関係	3 内容の取扱い	(6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみを持ち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気づき、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
	環境	2 内容	(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。
第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。		(2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。 (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
			2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

Table 4 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』における「地域」「地域社会」の記述

章	節・項等	内容	
第1章 総則	第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等	1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本	乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。
		3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	(3) 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園修了時の具体的な姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮するものである。 オ 社会生活との関わり 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
	第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等	1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等	(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割 各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。

		<p>(2) 各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標と教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成</p>	<p>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成に当たっては、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を明確にするとともに、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。</p>
		<p>(3) 指導計画の作成上の留意事項</p>	<p>指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。 コ 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫するものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。</p>
<p>3 特別な配慮を必要とする園児への指導</p>	<p>(1) 障害のある園児などへの指導</p>		<p>サ 地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、幼保連携型認定こども園間に加え、幼稚園、保育所等の保育施設、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、小学校教育との円滑な接続のため、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のある園児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。</p> <p>障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で園児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。</p>

第1章 総則	第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項	3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、次の事項に留意すること。		(2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
	幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。			(3) 家庭や地域において異年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。
第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項	第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容	環境	3 内容の取扱い	(3) 地域の生活や季節の行事などに触れる際には、社会とのつながりや地域社会の文化への気付きにつながるものとなることが望ましいこと。その際、幼保連携型認定こども園内外の行事や地域の人々との触れ合いなどを通して行うこと等も考慮すること。
	第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容	人間関係	2 内容	(13) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。
			3 内容の取扱い	(6) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
	環境	2 内容	(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。	
第3章 健康及び安全	第2 食育の推進			5 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
	第3 環境及び衛生管理並びに安全管理	2 事故防止及び安全対策		(1) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

	第4 災害への備え	3 地域の関係機関等との連携	<p>(1) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。</p> <p>(2) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</p>
第4章 子育ての支援			<p>幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。</p>
	第1 子育ての支援全般に関わる事項		<p>1 保護者に対する子育ての支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。</p> <p>3 保護者に対する子育ての支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努めること。</p>
	第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援		<p>2 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫すること。</p> <p>5 地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。</p> <p>9 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p>
	第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援		<p>1 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。</p>

			<p>2 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</p>
			<p>3 幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。</p>